

さいたま市多目的広場管理運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 スポーツもできる多目的広場（以下「多目的広場」という。）の適切な整備を推進し、管理及び運営を充実させることを目的として、さいたま市多目的広場管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌し、市長の求めに応じて意見、助言を行う。

- (1) 多目的広場における管理運営団体に関すること。
- (2) 多目的広場の整備方針に関すること。
- (3) 多目的広場の管理及び運営に伴い生ずる問題、要望等並びにこれらの課題に係る解決策に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 公募による市民

2 委員については市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初の協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。